

公益財団法人 バリ ューHR健康寿命延伸財団
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人バリ ューHR健康寿命延伸財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、健康寿命延伸のために活動する組織や個人への助成事業、健康寿命延伸に関連する分野で活躍を希望する人材への奨学金の給付事業及びそれに関連する事業を行うことを通じて、国内外の健康寿命延伸に関する研究及び活動を発展させることにより、全ての人々の心身ともに健やかな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康寿命延伸に寄与する研究活動、啓発活動、事業構想等の実現に向けた活動等に対する助成事業
- (2) 生徒・学生に対する奨学金の給付事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内に限らず、世界各国で行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の抛出)

第6条 この法人の設立者は、附則3に掲げる財産を、この法人のために抛出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として以下の通り理事会で定めたもの、及び基本財産とすることを指定して寄附された財産とする。

- ・受取寄附金
- ・受取配当金
- ・会費

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）を、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 60 条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、評議員の過半数の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(剰余金の不分配)

第 14 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であり、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、評議員会出席の都度日当を支給することができる他特別な職務執行の対価として評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した報酬額を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「法令」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第 23 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、各評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 26 条 評議員会の議事は、法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名または記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。また 3 名以内を法人法第 197 条が準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副代表理事は 1 名以内、専務理事は 1 名以内、常務理事は 1 名以内とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事及び副代表理事に事故があるとき、又は代表理事及び副代表理事が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順序によって、その職務を代行する。
- 6 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務執行理事は、第 43 条第 2 項に定める通常理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。
- 8 代表理事を除く理事は、代表権の行使を除き、その職務執行に係る権限を有することができる。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 31 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 36 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 37 条 役員は無報酬とする。ただし、理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 38 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 5 2 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、役員の法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 0 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 40 条 この法人に、任意の機関として、顧問 3 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関する重要事項について代表理事の諮問に応じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 7 章 理事会

(設 置)

第 41 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 42 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第 3 9 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 6 月と 3 月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 3 4 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 44 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第45条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは代表理事の裁決するところによる。

2 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(株式の議決権行使)

第 51 条 この法人が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式(出資)について、その後取得した同一の銘柄の株式(出資)を含め、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数(理事現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(理事会運営規則)

第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法は変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 16 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 55 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 56 条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く) には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、評議員会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により国もしくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 6 2 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 1 1 章 会員

(会員)

第 61 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 62 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 63 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 64 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 補則

(法令の準拠)

第 65 条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

藤田源太郎、小前和男、伊谷永美子

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 藤田美智雄、増山育男、森嶋正

設立時代表理事

氏名 藤田 美智雄

設立時監事 江熊晴美

3 この法人の設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 14 号

氏名（法人名）：株式会社バリューHR

拠出財産及びその価額：金銭 3,000,000 円

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書等は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般財団法人バリューHR健康寿命延伸財団設立のためにこの定款を作成し、設立者が次に記名・押印する。

令和 年 月 日

設立者

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 14 号

氏名（法人名）：株式会社バリューHR ⑩

令和2年11月30日 施行

令和3年2月19日 改正

令和3年8月2日 改正

令和7年5月30日 改正